

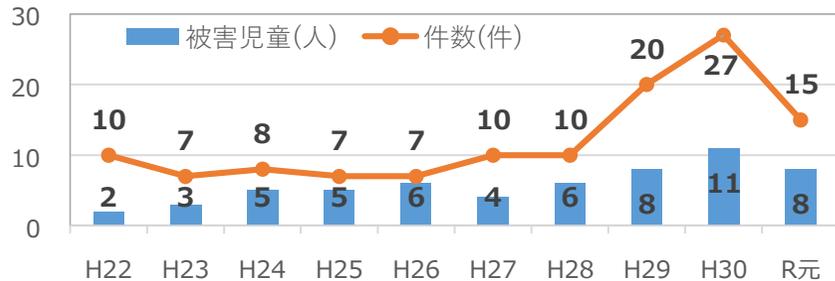
R2年度 高知県青少年保護育成条例の改正について

地域福祉部
児童家庭課

1 現状

- 全国の警察がR元年に摘発した児童ポルノ事件は、2年連続で3,000件超となる3,059件。特定できた被害児童（18歳未満）は過去最多の1,559人このうち37.5%に当たる584人が、自画撮りの被害
- 高知県では、H29年は20件 8人、H30年は27件 11人、R元年に15件 8人と、7～10件で推移していたH28年以前と比べると増加傾向にある。被害児童のうち、H29年は2人、H30年は4人、R元年は6人が自画撮りの被害

(1)児童ポルノ事件数と被害児童数の推移（高知県）



(2)児童ポルノ事件の被害児童全体に占める自画撮り被害児童数（高知県）



(1) (2) とも高知県警調べ

2 課題と対策

- 【課題】○スマートフォンの普及等を背景として、全国的に自画撮り被害が増加傾向にある。
○自画撮り画像等を送ってしまい、その画像等がインターネット等に流出してしまうと、その画像等を完全に消去することは非常に困難
- ⇒【対策】できるだけ、画像等を送付する前の段階でストップをかけることが必要。そのためには、青少年に対して、自分の自画撮り画像等を送ってはいけないという周知、ひろく県民に対しては、青少年を守るため、自画撮り画像等を要求してはいけない旨の周知をすることが効果的

3 対策を進めていくうえでの現行条例の課題

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、所持及び提供についての規定はあるが、画像等の要求行為については規定が無い。高知県青少年保護育成条例においても要求行為の規定はない。
※R2.10月時点で、47都道府県中32都道府県が条例に要求行為の禁止を規定

4 今回改正の具体的内容

- 児童ポルノ等の提供を求めるとの禁止【「第18条の2」の追加、「第31条」の修正】
- 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等及びその電磁的記録等を提供するよう求める行為を禁止【第18条の2】
 - 青少年の判断能力の未熟さにつけ込む等の不当な方法により要求した場合については、罰則（30万円以下の罰金）を規定【第31条】
（P）原則として当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときを除き、知らないことを理由として処罰を免れることができないこととする。
 - 施行日（予定）：R3年10月1日（公布から6ヶ月後）

5 条例改正後の県等の取り組み

- 県警及び教育委員会の協力を得て、青少年及び県民に対する周知啓発を様々な手段で実施
※特に、青少年及びその保護者に対しては、不当な要求行為があった場合等に、自分たちで抱え込まず相談するよう周知啓発をはかる。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」における「児童ポルノ」の定義

第二条 第3項 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの